

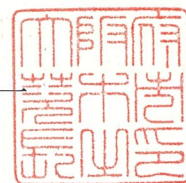
茨木市公告第 48 号

令和 8 年度茨木市東西軸社会実験等実施支援業務委託に係るプロポーザル 公告について

令和 8 年度茨木市東西軸社会実験等実施支援業務委託の委託契約について、次の
とおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 8 年 2 月 19 日

茨木市長 福 岡 洋



1 業務概要

- (1) 目的 令和 7 年度 of 取組みを踏まえ、モデル区間（中央通り JR 側道部分）において、“ひと中心の歩きやすく歩きたくなるような魅力的な空間”の検討を行い、社会実験を通じて、より多くの主体に将来像を共感してもらうことで、円滑な側道の空間再編につなげていくことを目的とする。なお、交通状況を検証する社会実験については、令和 7 年度未実施の中央通り北側の側道（本線部は含まない）で実施を想定している。
- (2) 業務名 令和 8 年度茨木市東西軸社会実験等実施支援業務委託
- (3) 業務内容 プロポーザル仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 当該業務の予算額

9,858,000 円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

この契約については、市議会において予算の議決を要するため、議決が得られた令和 8 年 4 月 1 日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかった際は、本プロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これにより損害を与えることがあっても、本市は損害の責め

を負わないものとする。なお、本業務は、国土交通省所管の都市構造再編集集中支援事業を活用予定の為、契約締結については交付決定後、令和8年5月末から6月頃（予定）の手続きとなる。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

4 プロポーザル実施要項・参加申込について

(1) 実施要項

別添のとおり

(2) 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

ア 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで都市政策課あてに送信すること。

提出期限：令和8年3月2日（月）午後3時まで（必着）

提出先：茨木市都市整備部都市政策課

E-mail：toshi@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

イ 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和8年3月4日（水）

掲載場所：茨木市HP 都市政策課のページ

(3) 参加申込方法

参加希望者は、「参加申込書」（様式 2 号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式 3 号）

② 業務実施体制調書（様式 4 号）

イ 提出先：茨木市都市整備部都市政策課（茨木市役所南館 5 階）

ウ 提出期限：令和 8 年 3 月 6 日（金）正午まで

エ 提出方法：持参による

5 問い合わせ先

茨木市 都市整備部都市政策課 担当 大西、佐野

TEL：072-620-1660（直通）

E-mail：toshi@city.ibaraki.lg.jp